

私立通信制高校の設置・監督にかかる 大阪府の取組

資料 2

1.私立通信制高校の設置基準

2.他都道府県への連携施設の設置

3.実地調査

4.点検調査

5.入試日程

1. 私立通信制高校の設置基準

- 学校の安定的な運営と教育条件の維持を図るため、国の「標準例」を基本として一部独自の要件を設けている。

「大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」より

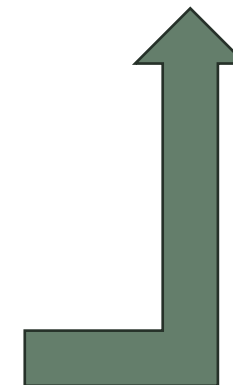
7 資産等

- (1) 実施校及び分校における校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。**ただし、教育上支障がなく、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、将来にわたり安定して使用できる場合に限り、借用とすることができる。
- ア 20年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。
- イ 所有者が国、地方公共団体等の公共的団体である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。この場合、20年以上の安定的な利用を確保できることが確実であること。

「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）」より

[6] 施設及び設備に関すること

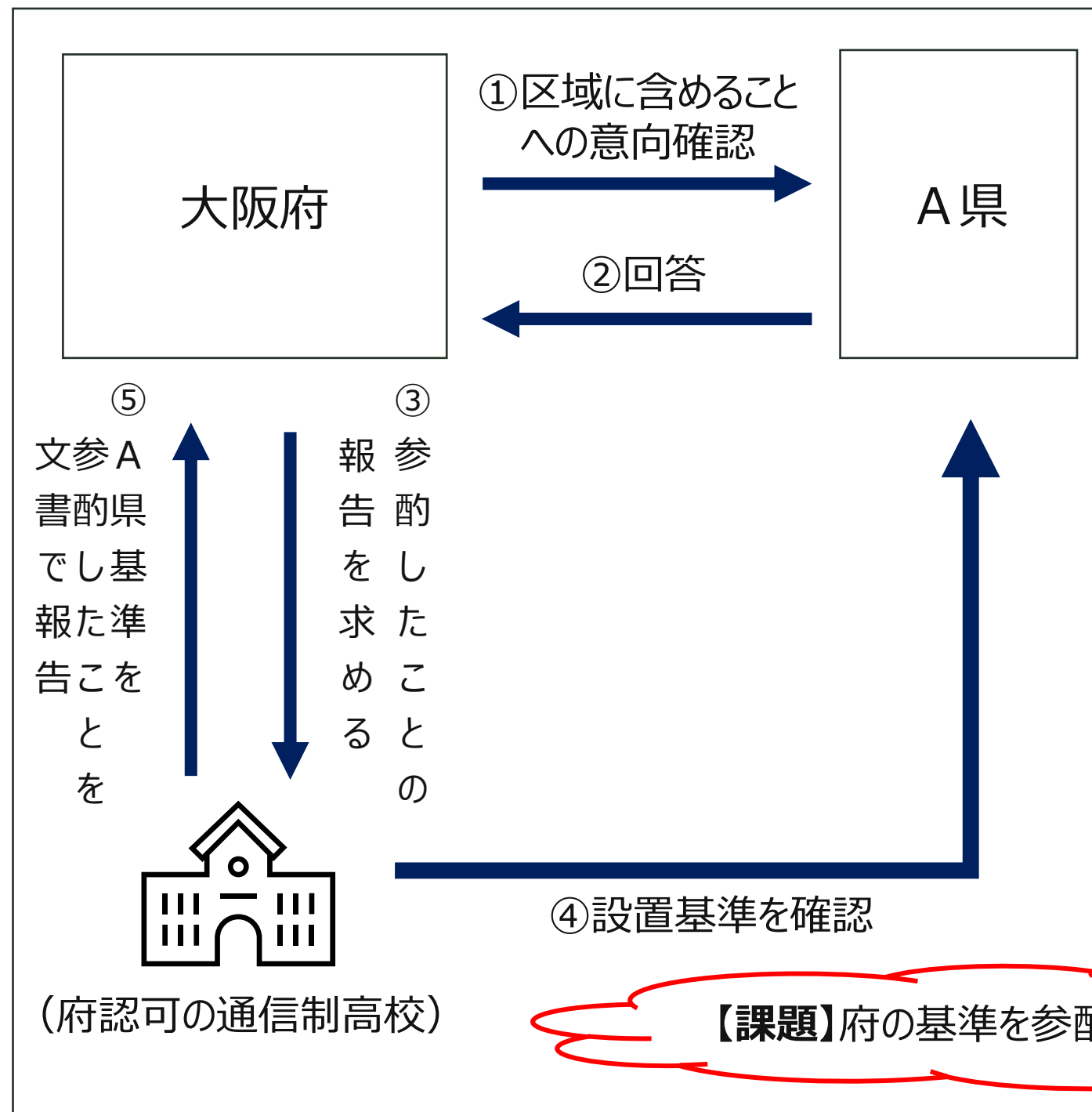
- 1 **実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、**
長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。



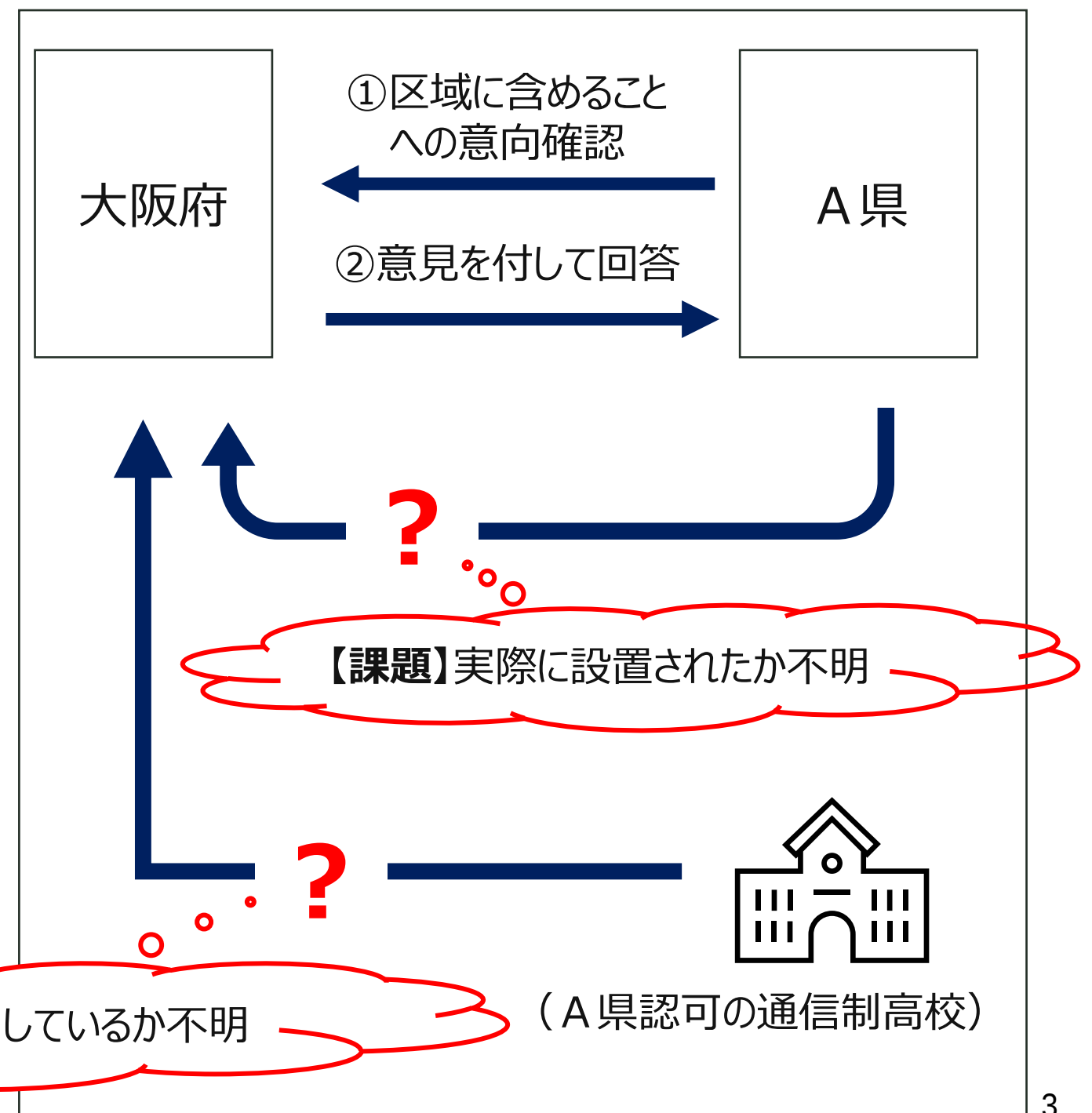
2. 他都道府県への連携施設の設置

- 府認可校が他都道府県に通信教育連携協力施設を設置する場合、設置する都道府県の設置基準を参酌したことの報告を求めている。

府認可校がA県に施設設置



A県認可校が府に施設設置

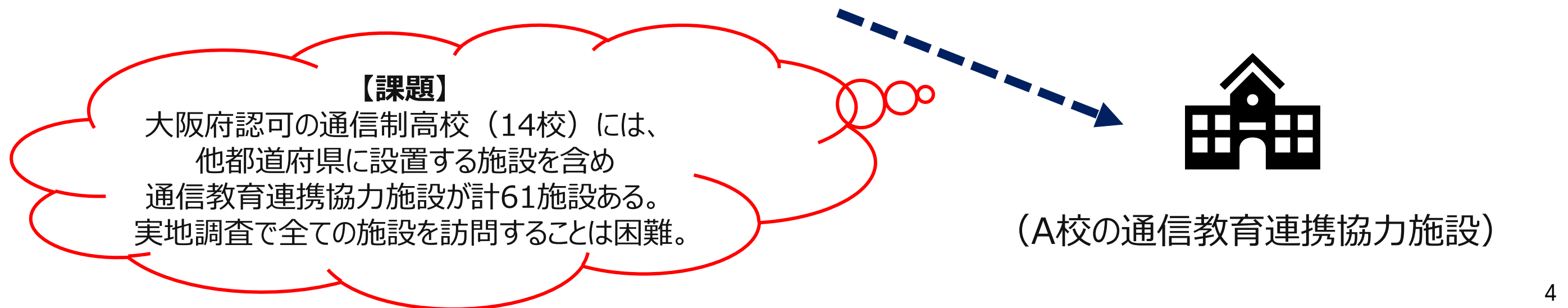
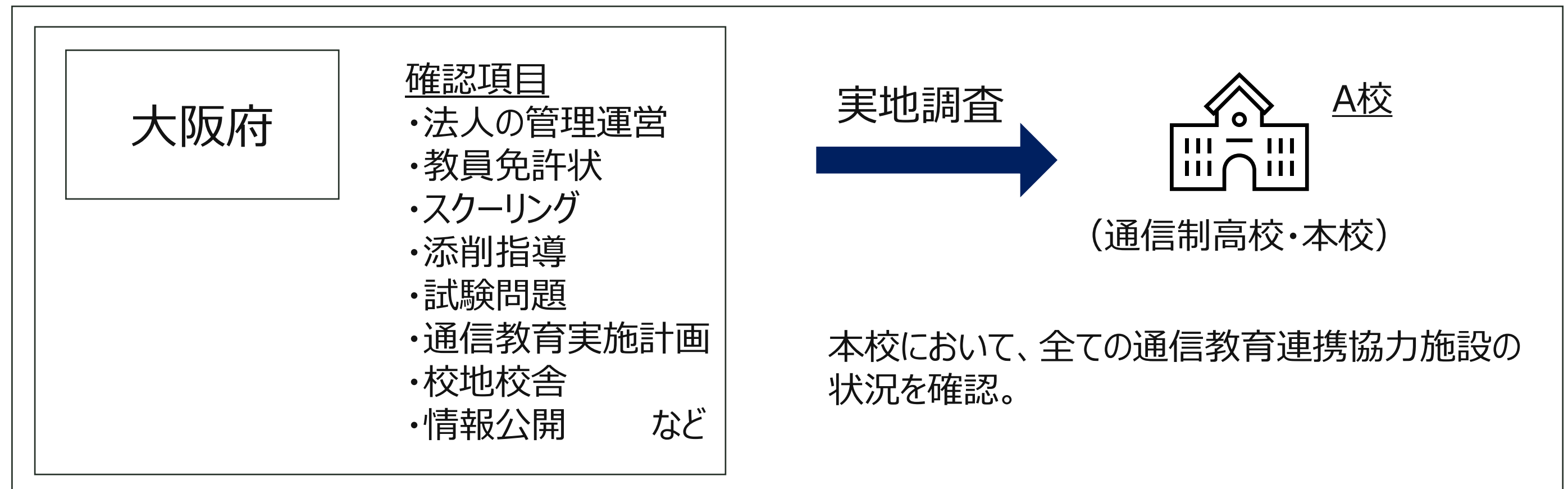


3. 実地調査

- 下記の頻度で通信制高校への実地調査を実施。

狭域通信制高校：2年に1回（9校）

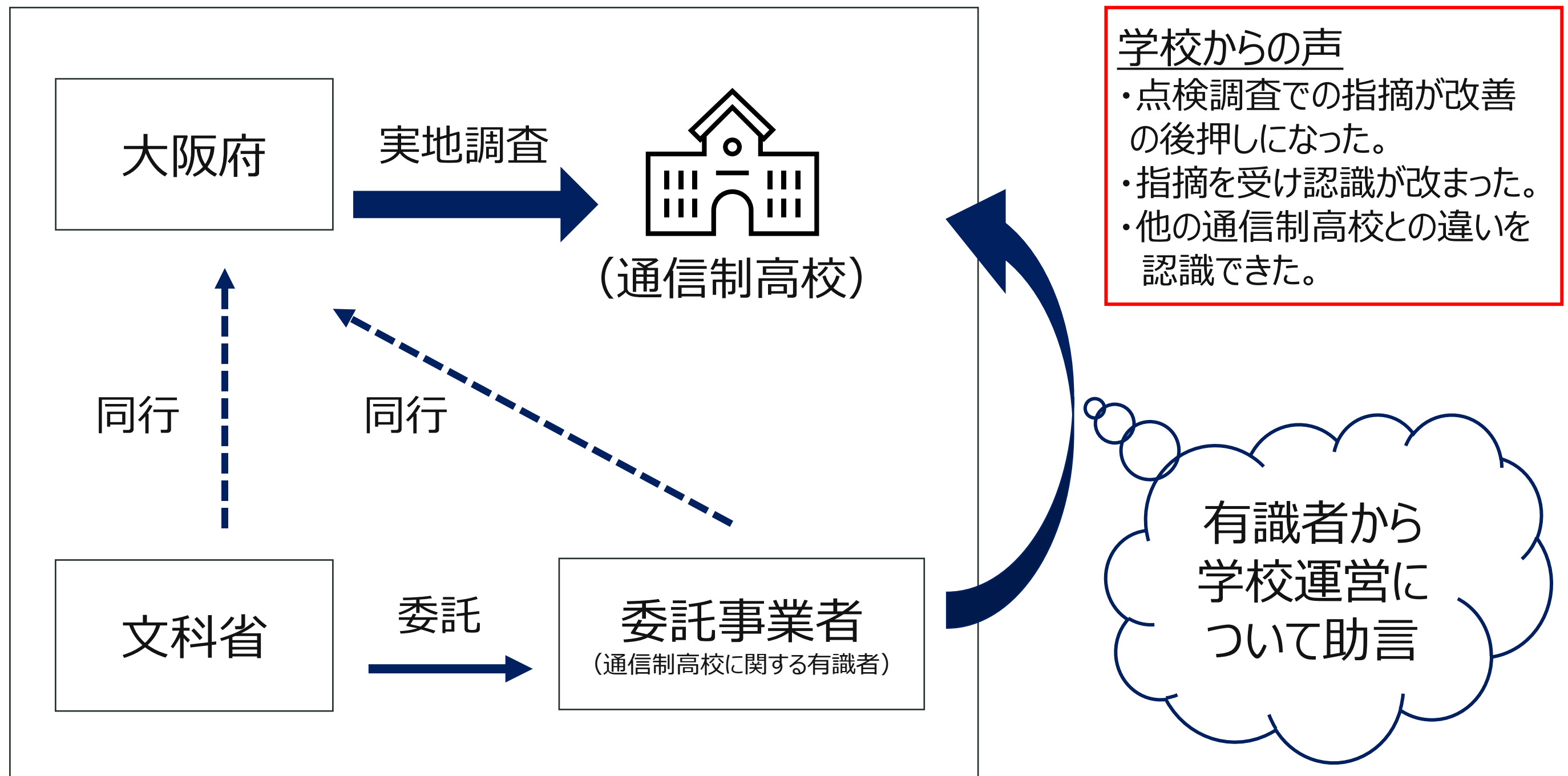
広域通信制高校、株式会社立の通信制高校：毎年度1回（5校）



4.点検調査

- 所轄庁による調査に、文部科学省と文部科学省から委託を受けた事業者が同行する形で実施。

点検調査の枠組み



5.入試日程

- ・私学団体に加入している学校は、入試日程を統一。
- ・加入していない学校は、独自の日程で生徒募集を実施。

他都道府県認可の通信制高校など
入試日：令和7年10月31日など

各校が日程を設定

大阪府内の私立高校
入試初日：令和8年2月10日

大阪私立中学校高等学校連合会が日程を設定



⇒他都道府県認可の通信制高校が府内に設置する通信教育連携協力施設の中には、統一日程を考慮せず、入試を行う学校がある。
⇒ガイドライン（※）記載の「入学者選抜及びその結果の公表は適切な時期に行うこと」が遵守されていないのではないか。